

石巻市震災復興推進会議公募要領

1 目 的

石巻市震災復興基本計画の進行管理及び復興に関する意見、要望等を反映させるため設置した「石巻市震災復興推進会議」において、広く市民の意見を反映させる目的から、委員の一部（市民委員）を公募する。

2 募集人数 7人

(内訳)	石巻地区	1名
	河北地区	1名
	雄勝地区	1名
	河南地区	1名
	桃生地区	1名
	北上地区	1名
	牡鹿地区	1名

3 任 期 3年間

ただし、当初の委員の任期については、平成27年3月31日までとする。

4 応募資格

応募日現在において、次のすべてを満たす者とする。

- (1) 本市に住所を有し、平成24年4月1日現在における年齢が20歳以上の者
- (2) 国及び地方公共団体の議員又は常勤の公務員以外で本市の他の審議会等の公募委員でない者
- (3) 土・日曜日、又は平日夜に開催される会議（年5回程度）に出席できる者

5 応募方法

次の必要事項を記載した用紙に小論文（テーマ「石巻の復興に向けて」）400字程度）を添えて応募を受け付ける。（いずれも様式は自由とする。）

必要事項：住所、氏名、年齢、生年月日、職業、連絡先の電話番号、FAX、メールアドレス、応募した動機を記載する。

なお、応募書類は返却しない。

6 募集期間

平成24年5月25日（金）午後5時まで

7 選考方法

- (1) 応募書類を基に、選考委員会において書類選考し、男女、年齢（年代）に配慮した選考を行う。

なお、応募のない地区については、再公募は行わず、管轄する総合支所等から推薦により選考する。

(2) 選考結果は、応募者全員に文書で通知する。

8 職務内容

公募委員は、任期期間中に開催される会議に出席し、会議の目的に沿って意見、提案等を行う。

9 謝 礼

会議の出席ごとに3,000円を支給する。

10 委嘱及び解職

(1) 選考した委員は他の委員とともに市町が委嘱する。

(2) 公募委員に次のいずれかの事由が生じたときは、当該委員は解職されるものとする。

ア 本要領4に掲げる要件に該当しなくなったとき。

イ 応募書類の記載に重大な虚偽があることが判明したとき。

ウ 辞任の申し出があったとき。

エ 心身の故障のため、職務の遂行に堪えがたいと認めるとき。

オ その他、委員としてふさわしくない行為があったとき。